

子どもを育てたいと 思っているあなたへ



特別養子縁組という制度があります。

養子縁組里親となり、様々な事情で親元で生活できない子どもを
自分の子どもとして迎える制度です。



社会福祉法人静岡恵明学園

静岡恵明学園児童家庭支援センター **スマイル**

連絡先

〒411-0801 静岡県三島市谷田 1039-2

tel.055-983-0555

<http://www.s-keimei.or.jp/k-smile/>



電話・来所相談 9:00~16:00

相談無料・秘密厳守

特別養子縁組制度とは

私たちの身近には、経済的困窮、虐待、親の病気や行方不明等、様々な事情で家庭での養育ができなくなった子どもたちがいます。

そのような子どもたちを自分たちの家庭に迎え入れて、あたたかい愛情と正しい理解をもって養育する人のことを里親と言います。

「特別養子縁組制度」とは、親を必要とする子どもと、子どもを望む夫婦との間で、法的な親子関係を結ぶ制度です。



里親になるために必要な手続き

里親登録の流れ

事前面接

里親になりたい方、里親について知りたい方はスマイルへご相談ください。

面接・家庭訪問

訪問して家庭環境を確認します。
(家庭訪問は研修・実習と前後することもあります)

研修・実習

里親になるための研修
(座学3回、施設実習2回)
※施設実習(2回)は児童養護施設で行います。

調査・審議

静岡県の児童福祉審議会で審議されます。
(おおむね9月・3月)

認定・登録

静岡県知事が認定・登録をします

児童家庭支援センタースマイルは、静岡県から里親支援機関の指定を受けて里親家庭の支援や新規里親の開拓などを行っています。